

## 新型コロナウイルス感染症対策(案)

旧	新
(1) 委員会室、会派控室、事務室等の適切な換気等	(1) 終了
(2) 手指衛生の徹底	(2) 終了
(3) 体温の計測及び発熱者の入庁制限	(3) 終了
(4) 市歌の斉唱の中止	(4) 終了 ※6月定例会から斉唱再開 市民参加については、準備が整い次第再開
(5) 第2質問以降の発言者席(以下、発言者席)の設置	(5) <u>要協議</u>
(6) 議場への飲料水の持ち込み	(6) 今後も持ち込みを認める
(7) 委員会における着席場所の変更	(7) 今後も現在の着席場所とする
(8) 委員会における執行部説明員を原則課長以上とする (説明員の紹介は局長級のみとし、部長級以下の職員は名簿により紹介する)	(8) 今後も説明員の紹介は局長級のみとし、部長級以下の職員は名簿により紹介する
(9) 本会議・委員会の傍聴について ア 緊急事態宣言が発令中の期間 傍聴の自粛を求める イ 緊急事態宣言が発令されていない期間 感染防止対策を講じた上で、傍聴を認める	(9) 終了